

◎議案第9号 白老町青少年問題協議会条例の一部を改正する
条例の制定について

○議長（山本浩平君） 日程第9号、議案第9号 白老町青少年問題協議会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

下河子ども課長。

○子ども課長（下河勇生君） 議の9-1をお開きください。議案第9号白老町青少年問題協議会条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町青少年問題協議会条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成27年9月4日提出。白老町長。

附則でございます。

（施行期日）

1 この条例は公布の日から施行する。次のページをお開きください。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に改正前の第3条第1号の規定により町議会議員として在任している委員の当該議員としての任期中にあっては、この条例による改正後の第3条の規定は適用せず、この条例による改正前の第3条の規定は、なおその効力を有する。

次のページの議案説明であります。「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」に基づく地方青少年問題協議会法（昭和28年法律第83号）の一部改正に伴い、会長及び委員の要件に係る規定が削除されたことから、所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正するものであります。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

白老町青少年問題協議会条例新旧対照表

改正前	改正後
(委員) 第3条 <u>協議会の委員の定数は、次の各号に定めるところによる。</u> (1) <u>町議会議員 1名</u> (2) <u>関係行政機関の職員 2名</u> (3) <u>知識経験者 8名</u> 2 略	(委員) 第3条 <u>協議会は、委員12名以内をもって組織する。</u> 2 <u>委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が任命する。</u> (1) <u>関係行政機関の職員</u>

<p>(会長及び副会長)</p> <p>第4条 協議会の会長は、<u>法第3条第2項の規定に基づき</u>、町長をもって充てる。</p> <p>2～4 略</p>	<p>(2) <u>学識経験者</u></p> <p>(3) <u>前2号のほか、町長が特に必要と認める者</u></p> <p><u>3</u> 略</p> <p>(会長及び副会長)</p> <p>第4条 協議会の会長は、町長をもって充てる。</p> <p>2～4 略</p>
---	---

○議長（山本浩平君） ただいま提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑ございます方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第9号 白老町青少年問題協議会条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。